

1. 浄化槽法と型式認定

1.1 浄化槽法の目的

昭和60年10月1日に施行された浄化槽法（昭和58年5月18日、法律第43号）では、法の目的を次のように定めています。

（目的）第1条

この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

1.2 浄化槽製造業者

浄化槽法第2条で用語の定義をしており、浄化槽製造業者については次のように定義されています。

五 浄化槽製造業者

第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。

1.3 浄化槽の型式の認定

浄化槽法第13条以下には、浄化槽の型式の認定について、次のとおり定められています。

（認定）第13条

浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、試験的に製造する場合においては、この限りでない。

2 外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けることができる。

（認定の申請）第14条

前条第1項又は第2項の認定を受けようとする者は、国土交通大臣に、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場の所在地
- 三 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、構造図、仕様書、計算書その他の国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

3 浄化槽製造業者は、第1項各号の事項を変更したときは、速やかに国土交通大臣に届け出なければならない。

(認定の基準) 第15条

国土交通大臣は、第13条第1項又は第2項の認定の申請に係る型式の浄化槽が建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準に適合すると認めるときは、認定をしなければならない。

(認定の更新) 第16条

第13条第1項又は第2項の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認定の表示等) 第17条

浄化槽製造業者は、当該認定に係る型式の浄化槽（第13条第2項の認定に係る型式の浄化槽にあつては、本邦に輸出されるものに限る。）を販売する時まで、これに国土交通省令で定める方式による表示を付さなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、浄化槽に同項の表示又はこれに紛らわしい表示を付してはならない。

3 浄化槽を輸入しようとする者は、第13条第2項の認定に係る型式の浄化槽であつて第1項の表示を付したものでなければ、輸入してはならない。

(認定の取消し) 第18条

国土交通大臣は、第15条に規定する浄化槽の構造基準が変更され、既に第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽が当該変更後の浄化槽の構造基準に適合しないと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、第13条第1項の認定を受けた浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、同項の認定を受けた型式と異なる浄化槽を製造したとき（試験的に製造したときを除く。）、又は前条第1項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、第13条第2項の認定を受けた浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、第14条第3項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、前条第1項の規定に違反したとき、又は第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該認定を取り消すことができる。

(環境大臣に対する通知等) 第19条

国土交通大臣は、第13条第1項若しくは第2項の認定、第16条の認定の更新又は前条第1項、第2項若しくは第3項の認定の取消しをしたときは、その旨を環境大臣に通知するとともに、官報に公示しなければならない。

(国土交通省令への委任) 第20条

この章に定めるもののほか、認定の更新その他浄化槽の型式の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

1.4 認定を受けなければならない浄化槽

型式認定の対象となり、したがって認定を受けなければならない浄化槽とは、工場で生産する浄化槽で「浄化槽法の施行及び運用について」（建設省住指発第553号-2、昭和60年9月30日、建築指導課長通知）で、次のとおり定められています。

4 浄化槽の型式の認定について

(1) 型式認定の対象となる、工場において製造される浄化槽（以下「工場生産浄化槽」という。）

工場生産浄化槽とは、槽の製造が工場において行われ、かつ、接触材、移流管、ばっ気装置等の槽への組み込みが工場において行われるものである。

なお、工場生産浄化槽には、設置場所において、装置の一部が槽へ組み込まれるもの又は槽の接続が行われるものを含む。

この規定により、工場生産浄化槽はすべて認定対象となります。

言い換えれば、工場出荷の段階で完成品としての姿をしているものが対象となります。

(注意)

変則合併処理浄化槽は大臣認定が必要

尿尿のみを処理する尿尿浄化槽に処理装置を付加し合併処理を行う、いわゆる変則合併処理浄化槽は、告示に規定する構造方法に適合する尿尿浄化槽とは認められないこととなっています。

【平成元年3月31日住指発第105号「尿尿のみを処理する尿尿浄化槽に処理装置を付加し合併処理を行う場合の取り扱いについて」（建設省住宅局建築指導課長通達）】

したがって、変則合併処理浄化槽の設置については、建築基準法第31条第2項又は施行令第35条第1項の規定に適合する国土交通大臣の認定の取得が必要です。

認定を受けずに、浄化槽を工場で製造すると違法となりますので、ご注意ください。